

本船で採取した燃料油サンプルは重要な証拠となります

こちらは、英文記事「[Take your own bunker samples - they are a vital piece of evidence](#)」

(2021年5月13日付)の和訳です。



燃料油の品質に関する紛争はよくあることです。当事者は、供給された燃料油が規格に適合したものであるかどうかを判断するために共同でサンプル検査を行うことに合意していることが多く、その検査の結果は当事者を拘束することになります。たとえ合意がない場合でも、燃料油サンプルは紛争の解決に役立つ可能性のある適切な証拠となるでしょう。そこで問題となるのが、検査に使用するサンプルは、バンカーバージで採取したサンプルか、それとも本船側のマニホールドで採取したサンプルかという点です。

船主がマニホールドサンプルの使用を希望していたとしても、そうしたサンプルが採取されていなかったり、採取されていたとしてもバンカーデリバリーノート（BDN）にシール番号が記載されていなかったりすることがあります。シール番号の記載がない場合はサンプルの有効性が争われる原因となります。

問題点

サンプル採取

MARPOL サンプルをその他のサンプル（すなわち、商用サンプル）と区別することが重要です。MARPOL サンプルの採取箇所については[規則がありますが](#)、商用サンプルにはそのような規則がありません。そのため、商用サンプルの採取箇所は当事者の決定に委ねられています。

バンカーサプライヤーはおそらくバージからサンプルを採取することを望むでしょう。一方で船主は一般的には本船のマニホールドからサンプルを採取することを望むでしょう。船主にしてみれば、バンカーバージで採取されたサンプルが実際に供給される燃料油の標本ではないという懸念があるでしょう。Gard でもバージサンプルが同一性の検査で不合格となったケース、すなわち、バージサンプルが実際に供給された燃料の標本ではなかったケースをいくつか取り扱っています。現在、Covid-19 の流行により、多くの港で制限が設けられており、バンカーサプライヤーは本船でのサンプル採取プロセスに立ち会えません。このため、バンカーサプライヤーはこれまで以上にバンカーでのサンプル採取を強く求めるようになっており、サンプル採取に関する問題を難しくしています。また、定期傭船者も、本船のサンプルを使用することについて同意することを避けたいと考える可能性があります。これは、バンカーサプライヤーに本船のサンプルを使用するよう説得することが難しいためです。

バンカーデリバリーノート (BDN)

BDN に記録されたサンプルの意義は、どこで採取したものかということよりも、採取されたものが何かを記録したものであることです。そして、契約では、BDN に記録されたものだけが適切なサンプルと見なされる可能性があります。

IMO 規則には、BDN にシール番号を記載することを義務付ける規定はありませんが、推奨事項として、MEPC.182 (59) と MEPC.1 / Circ.875 / Add.1 に記載があります。ただし、MEPC.182 (59) が MARPOL サンプルのみを対象とし、「シールの詳細を相互に参照しやすくするために、識別情報を BDN に記録することもできる」としているのに対し、MEPC.1 / Circ.875 / Add.1 は、すべてのサンプルを対象とし、より強い表現で「サンプルシールの詳細を BDN に記録するべきである」としています。

商用サンプルに関するガイダンスと国際規格

IMO（国際海事機関）は、サプライヤーが従うべきベストプラクティスに関する[ガイドラインを発行しています](#)。同ガイドラインでは、サンプルは本船側のマニホールドで採取するよう定められています。また、規格としては ISO 13739 もありますが、この規格には複数のバージョンがあり、サンプルの採取箇所に関する要求事項が異なります。どのバージョンが適用されるかは、使用している ISO 8217 規格のバージョンにより異なります。

- ISO 8217 2005 年版は ISO 13739 1998 年版を適用しており、10.4.3 項で次のように記載しています。「実務上の理由から、サンプルを採取する箇所は、バンカータンカーのデリバリーホースの端が望ましい。(中略) 契約当事者間で相互に合意している場合は、本船のデリバリーホースの端など、他のサンプル採取箇所を適用できる」
- ISO 8217 2010 年版は ISO 13739 2010 年版を適用しており、採取位置が若干異なります。9.2.2 項で次のように記載されています。「自動サンプリング装置または連続ドリップサンプリング装置を用いて、バンカーホースのいずれかの端から、補給中に単一のサンプルを連続的に採取するものとする。MARPOL 73/78 条約附属書 VI の遵守を判定するための燃料油試料採取に関するガイドラインでは、サンプルは燃料油を受領する本船のインレットバンカーマニホールドで、サンプリング装置を用いて採取することになっている」
- ISO 8217 2017 年版が適用する ISO 13939 は、年号の記載がありません。このような場合は、ISO 13739 2020 年版（またはそれ以降のバージョン [新たに発行された場合]）が適用されます。ISO 13739 2020 年版では、入港国側がこれとは逆の要求事項を定めていない場合は、代表サンプルの採取を本船側のマニホールドで行うよう求めています。

推奨事項

- **契約：**ISO 13739 には複数のバージョンがあります。これらの違いを把握し、自分のニーズに合ったものを適用することが重要です。そのためには、船主と傭船者が十分に話し合うことが必要です。Gard では、ISO 13739 2020 年版の適用を推奨しています。
- **バンカリング前の打ち合わせ：**毎度バンカリング作業の前に、傭船者やサプライヤー（バンカーバージ）と、サンプルの採取方法を明確化してください。意見の齟齬がある場合は、指示を仰ぐようにしてください。Intertanko（国際独立タンカー船主協会）が、サンプル採取箇所について言及した「[バンカーサプライヤーの責任に関するチェックリスト（要ログイン）](#)」を作成していますので、こちらをバンカー調達指示書に盛り込むこともご検討ください。また、船主は、現地代理店を通じて、その港での燃料油サンプル採取に関連する規制・慣行について情報を入手しておくようにしてください。
- **補油作業中と補油作業終了後：**
 - **採取するサンプル数：**サンプルは 5 つ以上採取することが推奨されます。本船用に 3 つ（MARPOL 用、燃料検査プログラム用、保管用）、バンカーサプライヤーへの提供用に 1 つ、保管の安全性の確保や紛争発生時の参考用に責任ある独立した当事者（バンカーサーベイヤーなど）で保管しておくために 1 つを採取します。バンカーサンプルの封印、ラベルの貼付、保管に関するガイダンスについては、IMO の「[2009 Guidelines for the Sampling of Fuel Oil for Determination of Compliance with the Revised MARPOL ANNEX VI（改正 MARPOL 条約附属書 VI の遵守を判定するための燃料油試料採取に関する 2009 年ガイドライン）](#)」を参照してください。

- バンカーバージが代表サンプルの採取に関するベストプラクティスに従っていない場合は、傭船者に直ちに通知する必要があります。これとは別に、本船の乗組員は自らサンプルを採取し、封印する必要があります。
- BDN にシール番号を記載するよう努めてください。また、IMO が MEPC.1/Circ.875 で指摘しているように、本船がベストプラクティスに従ったことを示す証拠として、写真やビデオを証拠として保持するようにしてください。これらについては、必要に応じて傭船者と共有してください。
- **本船の乗組員による抗議**：本船が事前に合意した契約内容にそぐわない BDN に署名するよう求められている場合は、指示を求めてください。バージ側のマニホールドでサンプルを採取する以外に選択肢がまったくない場合、または本船の乗組員が本船のサンプルのシール番号を BDN に記載できない場合は、抗議文書を発行することで、後々の証拠にできます。また、船主は、船主がバージサンプルに法的に拘束されることを受け入れない旨、傭船者に通知する必要があります。
- **当局に通知する**：MARPOL サンプルが本船側のマニホールドから採取されていないなど、定められた要件を満たしていない場合、船主はその事実を旗国や入港国に報告することが推奨されます。報告を受けた当局は、[IMO GISIS（国際総合海運情報システム）](#) プラットフォームにその情報をアップロードすることになっています。

Gard の出版物と IMO のサーキュラー

- ポスター：[Bunker samples can make or break your “off-spec” claim（燃料油サンプルが「オフスペック」クレームの結果を左右します）](#)
- ケーススタディ：[Importance of checking BDN before signing（契約前に BDN を確認する重要性）](#)
- Insight：[燃料油供給契約の締結時に買主が考慮すべき重要なポイント](#)
- Insight：[汚染バンカー：買い手の保護](#)
- ロス・プリベンション・サーキュラー：[バンカーのサンプル採取](#)
- MEPC.1/Circ.875：船上で使用する燃料油の品質を確保するための燃料油購入者／使用者の向けベストプラクティスに関するガイダンス
- MEPC.1/Circ.875/Add.1：[船舶に引き渡される燃料油の品質を確保するための燃料供給業者向けベストプラクティスに関するガイダンス](#)
- MEPC.1/Circ.884：加盟国、沿岸国向けのベストプラクティスガイダンス

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されており、翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。